

令和8年度（令和7年度からの繰越分）
地域診療情報連携推進費補助金
（医療情報システムのクラウド化に伴う検討事業）
Q & A

第1.0版

令和8年3月11日

厚生労働省 医政局 医療情報担当参事官室

内容

<全体>	3
問1-1 本事業の目的について教えてください。	3
問1-2 国の交付決定前に契約した場合や、すでに導入していた場合でも補助金を受け取れますか。	3
問1-3 令和9年3月31日までに事業を完了させなければならないのか。	3
<補助対象>	3
問2-1 補助対象となる病院はどのようなイメージですか。	3
問2-2 精神科病院、療養病床のみの病院も補助対象ですか。	4
問2-3 診療所は補助対象ですか。	4
問2-4 院内 LAN 配線工事や無線 LAN 整備費は補助対象ですか。	4
問2-5 事務用 PC の入替えは補助対象ですか。	4
問2-6 プリンターなどのパソコン周辺機器は補助対象ですか。	4
問2-7 クラウドネイティブ型電子カルテの利用料は補助対象ですか。	5
問2-8 ネットワーク利用料や保守費用は補助対象ですか。	5
問2-9 部門システムは補助対象ですか。	5
問2-10 オフィスソフトウェア等のアプリケーション月額利用料は補助対象ですか。	5
問2-11 振込手数料は補助対象ですか。	5
<交付申請>	6
問3-1 公立病院における予算措置に関して、申請時に議会の承認を受けている必要はありますか。	6
問3-2 クラウドネイティブ型電子カルテとはどのようなものですか。	6
問3-3 「アーキテクチャ要件を満たすシステム構成例と満たさない例」について、 図 6 アーキテクチャ要件を満たすシステム構成例 4 において、SaaS 管理機能のすべてに対応しなければなりませんか。	6
問3-4 申請時に見積書は必要ですか。複数ベンダーの見積取得は必要ですか。	6
問3-5 交付要綱記載の「軽微な変更」とは具体的にどのような変更をいいますか。	7
<交付決定>	7
問4-1 一般競争入札を行わなければならないのですか。	7
<実績報告・交付確定>	7
問5-1 実績報告に必要な書類は何ですか。	7

<全体>

問1-1 本事業の目的について教えてください。

(答) 本事業は、病院における情報システムに係る導入・運用費用の低減及び将来的な費用上昇の抑制を図り、病院に限られた経営資源を医療提供に重点的に配分できる体制を整備することを目的としています。このため、クラウドネイティブを基本とする病院向け電子カルテの導入を支援するとともに、次世代病院情報システムの普及に向けた技術面及び運用面における課題の整理並びに、システム構築におけるコスト及びリスクの低減に資する方策の抽出を行います。

問1-2 国の交付決定前に契約した場合や、すでに導入していた場合でも補助金を受け取れますか。

(答) 交付決定前に契約、発注、納品、支払等を行った場合や、すでに導入済の場合は補助金を受け取ることができません。

問1-3 令和9年3月31日までに事業を完了させなければならないのですか。

(答) 本補助事業は、令和7年度からの繰越しであるため、令和8年度末までに事業を完了させる必要があります。

<補助対象>

問2-1 どのような病院が補助対象となりますか。

(答) 現在、市場にあるクラウドネイティブ型電子カルテは中小病院向けのシステムです。補助対象となるかどうか、申請前にベンダーにRFI（情報提供依頼）等を行い、十分ご確認ください。

問 2 - 2 精神科病院、療養病床のみの病院も補助対象ですか。

(答) クラウドネイティブ型電子カルテが導入可能な病院であれば補助対象です。

問 2 - 3 診療所は補助対象ですか。

(答) 補助対象外です。

問 2 - 4 院内 LAN 配線工事や無線 LAN 整備費は補助対象ですか。

(答) クラウドネイティブ型電子カルテを導入するために、新しくネットワーク敷設工事を行う場合は補助対象となります。ただし、既存ネットワークの更新費用は補助対象外となります。

問 2 - 5 事務用 PC の入替えは補助対象ですか。

(答) 医事会計、人事給与等の事務部門や各部門システムで使用する PC であって、電子カルテを利用しない PC は補助対象外です。一方、事務部門等においても業務の性質上、電子カルテを利用する PC は補助対象です。

問 2 - 6 プリンターなどのパソコン周辺機器は補助対象ですか。

(答) クラウドネイティブ型電子カルテを利用するためのパソコン、モニター、タブレット購入費用のみが補助対象です。プリンターは補助対象外です。

問 2 - 7 クラウドネイティブ型電子カルテの利用料は補助対象ですか。

(答) 新規導入は 36 ヶ月、更新は 24 ヶ月まで補助対象です。補助金交付申請額の確認のため、ベンダーからの見積り等の根拠資料のご提出をお願いすることとしています。

問 2 - 8 ネットワーク利用料や保守費用は補助対象ですか。

(答) クラウドネイティブ型電子カルテ利用料以外の保守費用（ハード、ソフト）、ウイルス対策ソフト等の月額利用料、ネットワーク利用料等は補助対象外です。

問 2 - 9 部門システムは補助対象ですか。

(答) 補助対象外です。ただし、電子カルテと部門システムとのインターフェース改修費用は補補助対象です。

問 2 - 10 オフィスソフトウェア等のアプリケーション月額利用料は補助対象ですか。

(答) 補助対象外です。利用料で補助対象となるものは、クラウドネイティブ型電子カルテの利用料のみとなります。

問 2 - 11 振込手数料は補助対象ですか。

(答) 補助対象外です。

〈交付申請〉

問 3 - 1 公立病院における予算措置に関して、申請時に議会の承認を受けている必要はありますか。

(答) 申請時において、地方公共団体の予算措置に関して、申請時に議会の承認を受けている必要はありません。地方公共団体において適切にご判断ください。

問 3 - 2 クラウドネイティブ型電子カルテとはどのようなものですか。

(答) 実施要綱の定義部分をご確認ください。

問 3 - 3 「アーキテクチャ要件を満たすシステム構成例と満たさない例」について、図 6 アーキテクチャ要件を満たすシステム構成例 4 において、SaaS 管理機能のすべてに対応しなければなりませんか。

(答) 認証機能 (login) の共同化等、一部対応でも申請可能です。申請前に必ずベンダーに RFI (情報提供依頼) 等を行い、アーキテクチャ要件等を十分ご確認ください。

問 3 - 4 申請時に見積書は必要ですか。複数ベンダーの見積取得は必要ですか。

(答) 交付申請額の積算根拠として、見積書の写しをご提出願います。このとき、複数ベンダーの見積取得は不要です。見積書は、「一式」ではなく、各積算項目を明記した見積もりをベンダーに依頼ください。

問 3 - 5 交付要綱記載の「軽微な変更」とは具体的にどのような変更をいいますか。

(答) 交付決定額の 3 割以内の減額、費目間の経費の流用で交付決定額に変更を生じないもの、字句、文言の修正等。

一方で、機器等の追加や数量の変更、交付決定額の 3 割を超える減額変更は軽微な変更にあらず、変更申請が必要です。

〈交付決定〉

問 4 - 1 一般競争入札を行わなければならないのですか。

(答) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は一般の競争に付きなければなりません。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。

〈実績報告・交付確定〉

問 5 - 1 実績報告に必要な書類は何ですか。

(答) 実績報告に必要な書類は以下の通りです。

収入支出決算書抄本、契約書 (写)、請求書 (写)、検収済み納品書 (写)、支払いの証跡が確認できるもの、電子カルテシステム構成図 (ネットワーク構成図、システム構成図等)、備品内訳、補助金の交付を受ける口座情報